

指定居宅介護支援サービス

重 要 事 項 説 明 書

株式会社 アンジュ

ケアプランあんじゅの森

日進市竹の山一丁目 2101 番地

TEL (0561)－74－0775

FAX (0561)－74－0743

あなた(又はあなたのご家族)が利用しようと考えている居宅介護支援事業所業務について契約を締結する前に知っておいていただきたい重要事項は次の通りです。

1 居宅介護支援を提供する事業者について

事業所名称	株式会社 アンジュ
代表者氏名	代表取締役 諏訪 正美
本社所在地	日進市岩崎台三丁目 808 番地 TEL 0561-73-0327 FAX 0561-73-0839

2 ご利用者様への居宅介護支援提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名	ケアプラン あんじゅの森
介護保険 指定事業所番号	愛知県 2374900245
所在地	日進市竹の山一丁目 2101 番地
通常の事業実施地域	名古屋市名東区・天白区・千種区・守山区・昭和区 日進市・長久手市・東郷町

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	株式会社 アンジュが開設する居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援事業を提供することを目的とする。
運営方針	1 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に偏ることのないよう公平中立に行う。 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。 但し、12月30日から1月3日まで、及び、8月13日から15日までを除く。
営業時間	午前9時から午後6時までとする。

(4) 事業所の職員体制

管理者	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。	1 人
介護支援専門員 (管理者兼務)	ケアプラン作成・相談	5 人

(5) 協力体制について

各介護支援専門員は業務の遂行に際しては、自立した業務遂行を行うものとします。この際には、利用者、家族、お互いの専門員またはサービス事業所、行政及び地域住民と適正な協力関係を保ち、業務を遂行することとします。

(6) 担当者数の上限について

質の高いサービスが提供できるように、介護支援専門員の一人当たりの担当利用者数は、以下の通り定めています。

担当上限者数	要介護 1 ～ 5	44 名以下
	要支援 1 ・ 2	委託制限なし

3 居宅介護支援の内容、費用について

【居宅介護支援の内容】

1 居宅サービス計画の作成について

事業所は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。

- ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族等に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
- イ 利用者の居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族等に提供します。
- ウ 事業所は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業所に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
- エ 事業所は、居宅サービス計画に原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- オ 事業所は利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等に意見を求めます。
- カ 事業所は居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族等に対して説明します。
- キ 事業所は、居宅サービス計画原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
- ク 利用者は、事業者が作成した原案に同意できない場合には、事業所に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

介護保険適用の有無

上記、居宅介護支援の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。

2 サービスの実施状況の把握、評価について

- (1) 事業者は、居宅サービス計画作成後も、利用者またはその家族等、さらに指定居宅サービス事業所と継続的に連絡を取り、居宅サービス計画の実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿ったサービスが実施されるよう指定居宅サービス事業所等と調整を行います。
- (2) 事業所は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- (3) 事業所は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業所は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

3 居宅サービスの変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、事業所と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更をこの居宅介護支援事業所の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

4 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民保険団体連合会に提出します。

5 要介護(支援)認定申請に対する協力・援助・相談業務

- (1) 事業所は、利用者の要介護認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- (2) 事業所は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

6 居宅サービス計画等の情報提供について

- (1) 利用者が他の居宅介護支援事業所の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意を持って応じます。

7 守秘義務

- (1) 事業所又はその従業員は、居宅介護支援サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- (2) 前項にかかわらず、契約者に係るサービス担当者会議での利用等正当な理由がある場合には、その情報を用いる者の事前の同意を得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

8 個人情報使用目的

- (1) 当法人内部の管理運営業務のうち、介護サービス等や業務の維持・改善の基礎資料、法人が運営する介護サービス事業所等において行われる事例研修等
- (2) 当法人の管理運営業務のうち、外部監査機関、評価機関等への情報提供、個人情報に関する規則等を整備し、必要な教育を行います。
- (3) 緊急時に医療機関等に連絡するため
- (4) 統計データへの使用(但し、個人を特定できるような利用は一切致しません。)個人情報への不正アクセス、個人情報漏洩、滅失、又は予防及び是正の為、法人内において規則類を整備し安全対策に努めます。

9 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

介護支援専門員が利用者の状況把握の為、要介護(支援)認定期間中、利用者の居宅に月に1回は訪問します。

※ここに記載する訪問頻度の目安の回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で、利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

10 事業所の記録作成・交付の業務

- (1) 事業所は利用者に対する居宅介護支援サービスの実施について記録を作成するとともに、5年間保管し、契約者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。
- (2) 事業所は、利用者が他の居宅介護支援事業所の利用を希望する場合、又は利用者から申し出があった場合には、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

11 医療機関との連携について

- (1) 病院又は診療所に入院する必要がある場合には、利用者から担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院又は診療所に伝えていただき、介護支援専門員と医療機関との連携を強化していきます。

【一カ月あたりの利用料】

- 1 事業所の提供する居宅介護支援サービスに関する料金について、事業所が法律に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、利用者の自己負担はありません。ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は利用者はサービスの料金の全額を事業所に対しいったん支払うものとします。

居宅介護支援費

居宅介護支援費は要介護状態に応じ介護サービスの提供開始以降1カ月あたり以下の単位になります。

要介護 1・2	1086 単位／月
要介護 3・4・5	1411 単位／月

※ 居宅支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は同一の建物に住する場合
所定単位の 95%を算定

〈地域区分ごとの上乗せ割合〉

6 級地 6% 〈人件費割合 70%割合〉 1 単位の単価 10.42 円

以下の場合には加算算定をいたします。

初回加算	① 新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合 300 単位／月 ② 要介護状態区分が 2 区分以上変更された利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合												
入院時情報連携 加算（Ⅰ）	介護支援専門員が入院した日のうちにに病院又は診療所に訪問し、当該病院又は診療所の職員に訪問し情報提供を行った場合 250 単位/月												
入院時情報連携 加算（Ⅱ）	介護支援専門員が病院又は診療所に翌日又は翌々日に訪問する以外の方法により当該病院又は診療所の職員に対して必要情報提供を行った場合 200 単位/月												
退院・退所加算	医療機関や介護保険施設等と退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において退院・退所にあたって医療機関等との職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定する。ただし、「連携 3 回」を算定できるのは、その内 1 回以上について、入院中の担当医等との会議（退院時カンファレンス等）に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る。 <table><tr><td></td><td>カンファレンス参加無</td><td>カンファレンス参加有</td></tr><tr><td>連携 1 回</td><td>450 単位</td><td>600 単位</td></tr><tr><td>連携 2 回</td><td>600 単位</td><td>750 単位</td></tr><tr><td>連携 3 回</td><td>×</td><td>900 単位</td></tr></table>		カンファレンス参加無	カンファレンス参加有	連携 1 回	450 単位	600 単位	連携 2 回	600 単位	750 単位	連携 3 回	×	900 単位
	カンファレンス参加無	カンファレンス参加有											
連携 1 回	450 単位	600 単位											
連携 2 回	600 単位	750 単位											
連携 3 回	×	900 単位											
緊急時等居宅 カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 1 月に 2 回を限度として算定 200 単位／回												
ターミナルケア マネジメント加算	対象利用者 終末期の医療やケアの方針に関する利用者又はその家族の意向を把握した上で 24 時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて居宅介護支援を行う事ができる体制を整備し、利用者又その家族の同意を得た上で、死亡及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し主治医等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者の支援を実施し、訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治医等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供 400 単位／月												
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所に医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し利用者の心身の状況や生活環境の必要な情報を提供し、医師又は歯科医師から利用者に関する必要な情報を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合 50 単位/月												

4 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談(お客様相談係)

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払や手続きなどサービス利用に関する相談
利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専門窓口で受け付けます。

- お客様相談係〈苦情受付窓口(担当者)〉 池谷 香織
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00 ～ 18:00
〈 苦情解決相談責任者 取締役 諏訪 正美 〉

(2) 苦情申立機関

株式会社 アンジュ	TEL 0561-73-0327	FAX 0561-73-0839
愛知県国民健康保険団体連合会	TEL 052-962-1307	
名古屋市高齢福祉部介護指導課	TEL 052-961-1111	
日進市	日進市役所介護福祉課	0561-73-1111
長久手市	長久手市役所長寿課	0561-63-1111
東郷町	東郷町役場介護保険課	0561-38-1111
天白区	天白区役所区民福祉部福祉課	052-803-1111
名東区	名東区役所区民福祉部福祉課	052-778-3006
千種区	千種区役所区民福祉部福祉課	052-753-1834
守山区	守山区役所区民福祉部福祉課	052-796-4557
昭和区	昭和区役所区民福祉部福祉課	052-735-3917
瑞穂区	瑞穂区役所区民福祉部福祉課	052-852-9398

5. 提供するサービスの第三者評価について

提供するサービスの第三者評価は実施していません。

上記内容に基づいて、「指定居宅介護支援事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 4 条)」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

令和 年 月 日

【居宅介護支援事業所】

所在地 : 日進市竹の山 1 丁目 2101 番地

事業所名 : 株式会社 アンジュ

代表者名 : 代表取締役 諏訪 正美

説明者 : _____

上記内容の説明を事業所から確かに受けました。

【利用者】

住 所 : _____

氏 名 : _____

【代理人】

住 所 : _____

氏 名 : _____